

第24期 第28回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和4年10月31日

伊予市農業委員会

第24期

第28回定例農業委員会総会議事録

令和4年10月31日（月）午後1時30分から、伊予市役所において第28回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	2名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第136号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
第137号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
第138号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件

（報告）

第49号	農地の使用貸借解約通知について	1件
第50号	農地法第4条の規定による届出について	1件
第51号	農地法第5条の規定による届出について	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第28回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。●●番●●委員、●●番●●委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第136号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	双海町 ●●さん
譲受人	双海町 ●●さん
申請地	双海町●● 田 ●●m ² 同じく●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明のとおりです。譲受人は以前に農家住宅のための農地転用でご審議いただいた方ですが、定年退職し、地元で若手就農者として期待されているところでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第136号番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	千葉県 ●●さん
譲受人	下唐川 ●●さん
申請地	上唐川●● 畑 ●●m ² 他●●筆 合計●●筆 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人の父親の死去により、相続により継いだ農地について、この際、贈与によって譲渡するもので、特段の問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第136号番号2について承認いたします。

議案第137号

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1と2は共に関連がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

番号1

申請人は 双海町 ●●さん

土地所在地は、双海町●●

登記地目及び面積は、田、合計●●㎡

転用目的は、宅地です。

続いて、

番号2

申請人は 同じく双海町●●さん

土地所在地は、双海町●●

登記地目及び面積は、田、●●㎡

転用目的は、ドッグランです。

議案説明書は2ページを、申請地説明図は2ページから5ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、番号1は、違反転用に係る是正追認のための申請となっております。

申請者の父親が、申請者が経営するための電器店の店舗を平成 15 年頃に建設し、その後、平成 22 年 4 月に死去したことにより申請者が土地・建物を相続したもので、令和 2 年 11 月に申請者が居住する母屋となる住居で火災が発生し滅失。止む無く経営する店舗の一部を自宅とし、隣接する北側の土地を駐車場として利用していたものの、店舗兼自宅及び駐車場として利用している当該土地が農地であったことや、違反転用であったことを後に知ることとなり、是正追認のため、始末書を付して申請に至ったものです。

申請地は双海町上灘に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

また、転用が既成事実化してから相当の月日が経過していることや、申請書及び始末書に記載の内容を踏まえ、当該申請はやむを得ないものと考えられます。

番号 2 は、

申請人が夫婦で経営するカフェの来店客向けに、帯同するペットの遊び場としてドッグランを設置するため、転用申請に至ったものです。

申請地は双海町上灘に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは番号 1、番号 2 について、地元委員が欠席のため、事務局からの補足説明をお願いします。

事務局

●●委員よりご意見を伺っておりますのでご報告させていただきます。

違反転用について、この際、是正の手続きを行うということで現地確認を行いました。止むを得ないものと判断しているとのことです。以上でございます。

議長

ありがとうございます。番号 1、番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1、番号 2 ついて賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第137号番号1、番号2について承認いたします。

議案第138号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は 灘町 ●●さん。

譲受人は 西予市宇和町 ●●

土地所在地は、上吾川●● 登記地目及び面積は、畑で●●m²

転用目的は露天駐車場で、転用面積は同じく●●m² 権利の種類は所有権移転です。

議案説明書は3ページ上段を、申請地説明図は6ページから8ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、主に解体工事業を営む譲受人の事業拡大に伴い、既存の露天資材置場に隣接する申請地を拡張・一体利用するために申請に至ったものです。申請地は上吾川に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

隣接地を既に資材置場として利用しており、農地については譲渡人の娘さんが実質的に管理されているということですが、所在地がはっきりと分からないという状況でした。私としても、この場所が畑であるという認識がなく、水利その他の施設の整備もなく、農地としての活用が難しい中で、今回の申請がございました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第138号番号1について承認いたします。

続いて、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は 三秋 ●●さん、●●さん、上野 ●●さん、松山市 ●●さん

譲受人は 大平 ●●

土地所在地は、三秋●●

登記地目及び面積は、田で合計●●㎡

転用目的は、工事に伴う一時的休憩所、作業場、資材置場等(仮設ヤード)設置で、
転用面積は同じく●●㎡。権利の種類は賃貸借権設定です。

議案説明書は3ページ中段を、申請地説明図は9ページから11ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人が西日本高速道路株式会社から受注した高速道路舗装工事の計画区間における、一時休憩所・作業場・資材置場等が必要となったために申請に至ったものです。申請地は三秋に位置し、既に別の工事業者が一時転用による許可を受け、その使用後に引き続き一時転用されるものであり、実績から周辺農地への影響はないものと考えられます。なお、農用地区域内農地(青地農地)のため、愛媛県農業会議常設審議委員会への諮問を行うものです。以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明の内容のとおりで特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第138号番号2について承認いたします。

続いて、番号3について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3

譲渡人は 双海町 ●●さん

譲受人は 双海町 ●●

土地所在地は、双海町●●

登記地目及び面積は、田で合計●●㎡

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は同じく●●㎡

権利の種類は所有権移転です。

議案説明書は3ページ下段を、申請地説明図は12ページから14ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である●●の参拝者用駐車場が不足していることから、その利用に供するため転用申請に至ったものです。申請地は双海町上灘に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人は100歳を超え、子どもさんもいらっしゃらないということで、今回、●●に譲渡すことになりました。特段の問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第138号番号3について承認いたします。

報告第49号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	松山市 ●●さん
借受人	上三谷 ●●さん
届出地	下吾川●● 田 ●●m ²
解約事由	双方合意
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定

以上です。

議長

只今事務局からの報告について、委員からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、次に進めます。

報告第50号

農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。

事務局

申請人 下吾川 ●●さん
土地所在地は、下吾川●●
登記地目及び面積は、田、●●m²
宅地への転用です。
続いて、

報告第51号

農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。

譲渡人 今治市●● ●●さん

譲受人 米湊 ●●

土地所在地 米湊●●

地目及び面積 田 ●●m²

資材置場への転用です。

以上です。

議長

只今事務局からの報告について、委員からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、その他の事項に移ります。

(その他報告)

議長

それでは次回は11月29日(火曜日)午後1時30分より、この会場で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第28回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 1時59分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
